

令和3年（行ウ）第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件  
原告 ●●●● 外2名  
被告 国

## 準備書面（18）

令和4年4月21日

東京地方裁判所民事第2部 Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

（マスク着用の有用性の不存在について）

### 一 承前

- 1 原告らは、これまで、マスク着用義務の不存在とマスクの有用性及び安全性の不存在について、訴状「請求の原因」第二の一4、令和3年8月6日付け準備書面（1）の第二の二、同月30日付け準備書面の第二の三において主張してきた。
- 2 このうち、マスク着用の有用性の不存在に関して、さらにこれらに追加して以下のとおり主張する。

### 二 国立感染症研究所の見解の変更

- 1 国立感染症研究所（所長・脇田隆宇。以下「NIID」といふ。）は、令和4年3月28日に、「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染経路について」と題する以下の見解を発表した

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2484-idsc/11053-covid19-78.html>）。

「人は、咳、くしゃみ、会話、歌、呼吸などの際に、鼻や口からさまざまな大きさや性状をもった粒子を空中に放出する[1-5]。粒子はその大きさや含まれる液体の量によって空中での振る舞いが異なる。液体を含んだ大きな粒子は、放出されてから数秒から数分以内に落下するが、小さな粒子や乾燥した粒子は、空中に数分から数時間にわたって浮遊する[2-5]。従来、これらの粒子については大きさや性状に応じて飛沫やエアロゾルと呼ばれてきた [4,5]。

SARS-CoV-2 は、感染者の鼻や口から放出される感染性ウイルスを含む粒子に、感受性者が曝露されることで感染する。その経路は主に3つあり、①空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むこと（エアロゾル感染）、②

ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着すること（飛沫感染）、③ウイルスを含む飛沫を直接触ったか、ウイルスが付着したものの表面を触った手指で露出した粘膜を触ること（接触感染）、である[1,2]。」

2 しかし、①のエアロゾル感染は、令和元年初めの武漢ウイルス騒ぎが始まった当初から指摘されてきたが、これまで NIID は、当該ウイルスの感染経路として、上記②の飛沫感染と上記③の接触感染のみを認め、①のエアロゾル感染を意図的に認めてこなかったが、突如として、3年後の令和4年3月28日になつて、①のエアロゾル感染を第一順位の感染経路として認めたのである。

3 このやうな見解の変更を行つたこと理由として推測されるのは、本堂毅氏（東北大学大学院理学研究科）ら8名の研究者及び医師らが令和4年2月1日付けで提出した NIID への公開質問状『「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第6報）」の空気感染（エアロゾル感染）に関わる記述への公開質問状』（<https://web.tohoku.ac.jp/hondou/letter/>）

に対する同月7日付けの NIID の回答書が余りにも曖昧で実質的な回答拒絶であつたことから、NIID としては、このままでは事後に厳しい科学的批判を受けることになるとの保身的判断により、遂に観念して、エアロゾル感染をやつと認めたといふことである。これは、余りにも遅きに失した発表であり、これまで被告国と共謀して意図的に発表を遅らせたとしか考へられないものである。

### 三 エアロゾル感染の意味するもの

1 NIID は、当初からエアロゾル感染（空気感染）が感染経路の主流であることを認識しながら、あへて虚偽の発表をし続けたのは、飛沫感染防止策としてのマスク着用、接触感染防止策としての手指消毒といふ政府の誤つた方針を虚構で固めて権威付けるためのものであつて、極めて悪質である。

2 マスク着用と手指消毒を奨励しても、感染拡大が止まらないことの矛盾が露呈したことから、遂に科学的知見に基づいて、これまでの虚偽の発表を訂正せざるを得なくなつたといふことである。

3 感染防止のためには、三密（密閉、密集、密接）を避けることが最も有効であるとすれば、エアロゾル感染を防ぐために必要なことは、「換気」のみであつて、マスク着用と手指消毒などは全く意味がない。

4 マスク着用が必要であるとする見解であつても、それは飛沫感染防止のために必要であるとするのであるから、相手に飛沫しない距離が保たれ、声の大きさなどを控へた配慮をすれば、マスク着用は必要ではなくなり、エアロゾル感染の懸念がない屋外や換気の行き届いた場所であれば、マスク着用は不要といふことになる。

5 つまり、特に、三密状態であつても、頻繁な会話と相互接触を予定してゐない場所の場合は、換気さへ徹底されてゐるならば、マスクも手指消毒も感染予防のための有効性はないのである。

6 討論会、観客との一体感を演出するライブなどのやうに、多人数による会話や発声による飛沫と相互の接触を予定しうる場所であれば、飛沫感染と接触感染の可能性が

あることになるが、電車、乗り合ひバス、飛行機などの公共交通機関や、映画館などのやうに、多人数による会話や接触が予定されてゐない場所では、飛沫感染と接触感染の可能性は極めて少なく、エアロゾル感染を防ぐために「換気」がなされてゐれば感染予防としては充分であつて、マスク着用と手指消毒は全く意味がないことになる。

7 また、エアロゾル感染の防止のためには、マスクは全く無力である。アクリル板による遮蔽やフェイス・ガードなども全く無力である。マスクの荒い編み目では、超微粒のエアロゾルやウイルスは簡単に素通りする。大魚を捕まへる漁網でプランクトンは捕獲できないのである。

8 飛沫感染を防止するためには、発言者の多い集会においても、密接状態で飛沫がかかる特別な場合は別として、飛沫がかからない距離を保つてゐるのであれば、マスク着用は不要であり、エアロゾル感染防止のために必要なことは一にも二にも換気であつて、必要換気量である1人当たり30 m<sup>3</sup>/hを確保すれば足りるのである。

#### 四 マスク着用等の奨励の違憲性

1 マスクの着用は、国民生活においては極めて非日常的な行為である。その非日常的な行為を永続化させ日常化させることは、健全な心身の状態を蝕むのであるから、たとへそれが一時的に必要であると判断された場合であつても、できる限り非日常的状态が早期に解消させることが国家の保健衛生行政に求められてをり、被告国には、その義務がある。

2 ところが、被告国は、エアロゾル感染を意図的に否定し続け、飛沫感染と接触感染のみに固執してきた非科学的な政策によつて、最も多い感染経路であるエアロゾル感染を無視しながらも換気の奨励を行つてきた。もし、エアロゾル感染を否定するのであれば、換気は不要になり、マスク着用と手指消毒だけでよいことになる。にもかかはらず、それでも「密閉」を避けて「換気」を奨励してきたのは、やはりエアロゾル感染を認めてゐたことになるといふ大きな矛盾を犯し続けてきたことになる。

3 被告国は、国民生活において、非日常的なものを奨励し続けてはならない。すみやかに日常性を取り戻す政策を奨励しなければならない義務があるにもかかはらず、武漢ウイルス騒ぎが起こつてから、いち早くマスク着用を奨励し、それを益々強化し、同調圧力を利用して事実上の義務化を定着させてきたのである。

4 そのため、国民の社会生活は、マスク不着用の者を周囲の者が白眼視し、同調圧力に便乗して社会からマスク不着用の者を排除する傾向が強まり、労働環境においても、解雇、配置転換、減給などの不利益処遇が公然と行はれてゐることを黙認し続けてきたのである。

5 多数の者による同調圧力を容認する思想は、多数決原理による民主主義を根拠とするものとされるが、このやうな形骸化した民主制は、ワイマール憲法の民主制度が、「大衆の喝采」こそが民主制の神髄であるとしたナチスの独裁制を生んだのと同様に、マスク着用を容認する「大衆の喝采」によつて、いまや、わが国は「暴力国家」へと変容してゐるのである。

6 これにより、マスク不着用による健康な生活を営まうとする原告らを含む多くの国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法第25条第1項）を侵害され、

被告国は、それを保障すべき義務（同条第2項）に違反し、さらに、生命、自由及び幸福追求をに対する国民の権利を国政の上で最大の尊重をなすべき義務（同第13条後段）にも違反するとともに、マスク着用を容認する者とマスク不着用の原告らとを不合理に差別するものであつて、これらは、法の下での平等（同第14条）に違反してゐるのである。

7 以上により、マスクやフェイス・ガードの着用、アクリル板の遮蔽、手指消毒などの奨励は、エアロゾル感染には全く無力かつ有害であり、極めて非科学的であつて、全面的かつ全事象的なマスク着用の奨励は直ちに中止し、原則としてマスク不着用の奨励へと政策の転換がなされなければならないのである。